食堂施設業務契約書

社会福祉法人済生会支部広島県済生会（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）の間に、食堂施設の使用に関して次の通り契約する。

（物件）

1. 甲は乙に対し次の物件を無償で貸与し、乙はこれを借り受ける。
2. 所在地：広島県安芸郡坂町北新地二丁目3番10号
3. 物件：済生会広島病院　地階1階　食堂
4. 面積：パントリー、食堂　97.24㎡

（目的）

1. 乙は前条の物件を次の目的にのみ使用し、これ以外の目的に使用することができない。
2. 甲及び済生会広島病院の使用者等の給食業務

（設備管理）

1. 乙は、甲より借用した物件を大切に保管使用し、清潔の保持、整理整頓、火災防止、そ

の他善良なる管理者として、その義務に当たるものとする。

2　 乙は、甲の承諾なくして借用物件を改変し、又は他に転貸してはならない。

3 　乙は、この契約期間が満了（更新許可を受けた場合は除く）したときは、貸与物件を速やかに甲に返還しなければならない。

（取扱品目、価格等）

1. 乙は、甲の職員等の給食業務において、取り扱う品目及び、販売価格については、あらかじめ甲に申し出て書面による承諾を得なくてはならない。

（従業員）

1. 乙は、万一その従業員に風紀上、その他甲の施設運営上不都合のあるときは、甲乙協議の上、従業員の更迭をしなければならない。

（法令遵守）

1. 乙は、事業の実施に関しは、諸法令及び、社会福祉法人済生会法令遵守規程を理解し

て誠実に遂行しなければならない。

（事故対応）

1. 乙は、給食調理品について、食品衛生上の一切の責任を負うものとする。特に使用材料を吟味し、食器類及び備品の清潔を保持するよう心掛け、食中毒、その他の事故を発生しないよう努めなければならない。

2 　乙は、乙の責めに帰すべき事由により食中毒、伝染病その他施設等に事故が発生し、このため甲及び喫食者等に損害を与えたときは甲や喫食者等に対しその損害補償の責に任じ誠意をもって解決しなければならない。

（特別食）

1. 乙は、甲の要求によって特別食（患者給食以外の病院行事食など）の提供を求められた場合には、甲の指定する単価により調理して提供するものとする。

（契約の変更）

1. この契約に基づく内容に関して著しい経済事情の変動、若しくは甲の事情により急激に内容の変化が生じたとき、又はその他の事情により不適当と認められたときは、甲、乙協議の上これを変更することができる。

2 　甲または乙のいずれかが、この契約の一部又は、全部を変更しようとする場合は2ヶ月前までに相手方に申し出て協議の上決定するところによる。

（調査協力）

1. 乙は、甲が行う業務に関する随時点検、又は調査に対し協力するものとする。

（残飯処分）

1. 給食による残飯、不要材料等の処分は乙が適正に処理するものとする。

（契約解約）

1. 甲は、次の各号の一つに該当するときは、この契約を解約することができる。
2. 乙がその責に帰する理由によりこの契約に違反したとき
3. この業務の実施が明らかに著しく不適当であると認められたとき
4. 本契約の履行に関し、従事者等に不正行為があったと認められたとき
5. 乙が、関係法令により行政上の処分を受けたとき
6. 乙から契約解除の申し出があつたとき
7. 委託業務を継続する必要がないとき

2　 前項第1号から第5号までのいずれかに該当してこの契約が解約されたときは、甲は事後の給食業務の維持のための必要な当面の措置にかぎり、乙に指示を与えることができる。

3第1項第6号に該当してこの契約を解除しようとするとき、甲はその2ヶ月前に乙に対してその旨を通知しなければならない。

（契約期間）

1. この契約の有効期間は、済生会広島病院、介護老人保健施設はまな荘の患者等給食委

託期間に準ずるものとする。

（営業時間）

1. 午前11時30分から午後3時（ラストオーダー午後2時30分）

（費用分担）

1. この契約の費用分担は下表によるものとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 甲負担 | 乙負担 |
| * + 厨房施設及び設備
	+ 光熱水費
	+ 床ワックス清掃など定期的なもの

・ ICカード用食券販売　　　 機（済生会職員専用）の感熱ロール紙 | * + 給食材料費
	+ 食器類（箸、箸立、調味料入れ、爪楊枝その他及び補充）
	+ 人件費
	+ 調理作業被服費（靴、前掛け、帽子、マスク）
	+ 健康診断料、検便料
	+ 福利厚生費
	+ 官庁諸手続き費用（営業許可等）
	+ 営業所経費
	+ 食券販売機
	+ 什器類（鍋、まな板、スープウォーマー等その他調理道具類）
	+ 清掃用具類
	+ 消耗品（アルミホイル、ラップ、タワシ類等）
	+ 洗剤（食器洗浄、手洗い）
	+ テーブル等の日々の清掃
 |

（その他）

第16条　この契約に定めなき事項、及びこの契約に附帯する疑義が生じたときは、甲、乙協議

の上決定する。

本契約締結の証として本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、甲、乙がその１通を保有す

る。

 令和　　年　　月　　日

 甲 広島県安芸郡坂町北新地二丁目３番１０号

　　　　　　　　　　社会福祉法人済生会支部

広島県済生会

　　　　　　　　　　　支部長　　菊間　秀樹

 乙